

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	延滞金の加算	
根拠条例等・条項	堺市介護保険条例第16条第1項	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
処 分 基 準	<input checked="" type="radio"/> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 保険料の納付義務者は、納期限後に当該保険料を納付する場合においては、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てるものとする。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	